

# パブリックドメイン・レジスタンスと文化共有の未来

青空文庫 大久保 友博



## 要 約

インターネット上で保護期間の満了した著作物や権利者本人が共有を認めた著作物を公開している非営利サイト〈青空文庫〉は、1997年の創立以来、著作権法の理念たる「文化の発展に寄与すること」を目指して、社会における文化共有活動を推し進めてきた。市民を主体とするその自由な運動は、著作権保護期間の延長という政治経済上の要請に晒されながらも、パブリックドメイン（公有財）の価値を世の中に訴えてきたものでもあった。本稿は、22年にわたる青空文庫の活動のなかで得てきた文化共有に対する知見や理念を実際の経緯を辿りつつ伝えるとともに、文化共有という事象と行為について文化思想面での考察を加え、また国内外における同様の活動を紹介しながらあくまで合法的にレジスタンスを行おうとするパブリックドメイン・アーカイブの姿を提示した上で、さらには著作権保護期間の延長された社会における今後の提言も行うものである。

## 目次

1. 青空文庫という理念
2. 青空文庫と著作権保護期間の延長問題
3. 青空文庫の見た文化の姿
  - (1) ユニヴァーサル・テキストと市民運動としてのライブラリー
  - (2) ホモ・コムニカーンス, 「後世」, 『詩論』
  - (3) パブリックドメイン・レジスタンス
4. おわりに

その青空文庫では昨年2018年まで毎年元旦、新たにパブリックドメイン入りした著者の作品を複数公開してきた。昨年末に改正される前の著作権法に則ると、パブリックドメインは著作者の死後50年経ったあとの翌年始から現れる。つまり毎1月1日から、昨日まで自由に共有できなかったものが、今日からは文化の宝として、共に分かち合うことが法的に保障されることになっていた。(そのため1月1日をパブリックドメイン・デイとも呼ぶ)

この極東の島国におけるこの小さな変化は、一方で文化的には大きなものでもある。確かに大きな政治や経済、あるいは大きな歴史や世界を物差しとすれば、ささいなことかもしれない。ただ〈売れるかどうか〉の基準で測るなら50年以上も前の作品群はほとんど市場価値がなく、また〈文学史〉というメインストリームからも忘れ去られた作家たちの所産など、〈本物〉ではないと捨て置かれてしまいさえる。

だが年始のパブリックドメイン・デイをこれまで言祝いできたのは、その〈忘却〉に対して、今を生きる個々人が抵抗できるようになるからでもあった。青空文庫は1997年、その活動を始めるに当たって、次のような「提案」を掲げた。

先人たちが積み上げてきたたくさんの作品のうち、著作権の保護期間を過ぎたものは、自由に複

## 1. 青空文庫という理念

インターネットを通じて、著作権保護期間の満了した本を電子化して、それを社会的に共有するためにボランティア活動を行っている〈青空文庫〉<sup>(1)</sup>というプロジェクトがある (<https://www.aozora.gr.jp/>)。読書がお好きな人であれば、すでにスマートフォンや電子書籍端末、またはPCやタブレット上のビューワから、その〈青空文庫〉で作られたファイルに触れたことがあるかと思う。

こうした電子ファイルは、ほとんどの場合フリーで流通している。この〈フリー〉とは、単に無料というだけでなく、そのファイルを別の形式に変換したり、あるいは朗読したり、さらに新しく作品を作ったりするのが自由ということでもある。このように、社会のなかで自由に用いることができる著作物を、パブリックドメイン（公有財）という。

製を作れます。私たち自身が本にして、断りなく配れます。

一定の年限を過ぎた作品は、心の糧として分かち合えるのです。

私たちはすでに、自分のコンピューターを持っています。電子本作りのソフトウェアも用意されました。自分の手を動かせば、目の前のマシンで電子本が作れます。できた本はどんどんコピーできる。ネットワークにのせれば、一瞬にどこにも届きます。

願いを現実に変える用意は、すでに整いました<sup>(2)</sup>。

ここで〈願い〉を〈現実〉に、と述べられているのは、インターネットやコンピュータの普及以前の世界では、パブリックドメインがある種の理念に過ぎなかったということだ。青空文庫創立者のひとりである富田倫生氏は、文庫設立直前に上梓した『本の未来』<sup>(3)</sup>という本のなかで、「私たちは、たいていの人が自分のコンピューターを持って、そのすべてがネットワークされる新しい世界に向かいつつある」として、その新世界では本が新しい姿を取ると期待した。そこで持ち出されたのが〈青空の本〉という考え方だ。

たとえば私が胸に描くのは、青空の本だ。

高く澄んだ空に虹色の熱気球で舞い上がった魂が、雲のチョークで大きく書き記す。

「私はここにいます」

控えめにそうささやく声が耳に届いたら、その場でただ見上げればよい。

本はいつも空にいて、誰かが読み始めるのを待っている。

後年の富田氏によれば、「文化の発展に寄与する」ために「その表現をまず保護して作者を支え」る一方で、「作者が死んでもはや権利保護が創作の励ましとならなくなった時点では、縛りを外して利用を促そう」とする著作権法の理念は、それまでとりわけ後者の場合、出版社による復刊促進以外の実益が少なかった。しかし「ファイルの複製と移動のコストを激減させるコンピュータ技術と結びついて」、個人でも届く現実になったと氏は振り返る<sup>(4)</sup>。

その縛りの外れた自由な本こそ、パブリックドメイン——つまり〈青空の本〉と呼ばれるものだった。

『本の未来』の記述を背景として、前掲の「青空文庫の提案」ではこうも書かれている。

青空の本は、読む人にお金や資格を求めません。いつも空にいて、そこであなたの視線を待っています。誰も拒まない、穏やかでそれでいて豊かな本の数々を、私たちは青空文庫に集めたいと思うのです<sup>(2)</sup>。

このように社会で分かち合う本を〈青空の本〉と呼び、その本を集める場所として〈青空文庫〉という名が付けられた。今でこそ〈青空文庫〉は特定のサイトやボランティア活動を指しているが、〈青空の本〉を集める場所をひとつに限定する必要はない。青空の本のための本棚は、理想を言えばいくつあっても構わない。そうして特定の活動や団体にとらわれることなく、社会全体がパブリックドメインを適切に共有し、うまく活用していこうとして初めて、本当にパブリックドメイン・デイを言祝ぐことができるはずだった。

現在、検索サイトで〈青空文庫〉と入力してみると、固有名詞ではない用法が見つかったりする。広い意味で〈共有本棚〉を意味することもあれば、パブリックドメイン作品の〈集成〉というニュアンスに用いられもするようだ。また昨今の電子出版流通では、パブリックドメインを活用した商品やソフトウェアにその名が冠されもするし、青空文庫の書庫がそのまま別のサービスにコピーないし再配布される場合でも、同じく〈青空文庫〉と称されていることに気づかされる。

その今から先の引用を振り返ると、その一節は、固有名詞を超えた普通名詞としての青空文庫を宣言しているようにも読める。

パブリックドメインの共有を、普遍的に——

〈青空文庫〉という理念が目指したのは、その言葉が特定の活動を離れていき、この宣言もまた社会へと還っていくことだった。〈青空文庫〉という言葉の意味が広がって、そういったパブリックドメインの共有を育てていく活動そのものが〈青空文庫〉と呼ばれるような未来が、きっと来るものと信じて疑わなかった。

しかし、この未来の社会への期待は、昨年12月30日、ついに改正著作権法が施行され、著作権の保護期間が従来の死後50年から死後70年へと延長されたことで、暗雲垂れ込めることになる。

## 2. 青空文庫と著作権保護期間の延長問題

青空文庫は、著作権保護期間の延長に対して、一貫して反対してきた。2005年には、文化庁の文化審議会著作権分科会にて保護期間の70年延長が検討しはじめられたが、各所での盛んな議論の末、2009年に同小委員会は報告案をまとめ、延長に関しては「意見集約には至っていない」として、保護期間延長の検討はいったん先送りとなった。

そもその始まりは2004年8月、当時の文化庁が著作権法を将来に向けて改善しようとして、その検討のため業界団体や関係省庁・諸団体から、法改正についての意見要望を募集したことにある。それらが9月末にまとめられ、一般に公開されたのだが、そのなかで多くの関係団体・業界団体が〈保護期間の20年延長〉を求めていた。その理由としては色々な表現があるが、大きくはふたつにまとめられる。ひとつは〈欧米における保護期間は死後70年までであるから、日本でも同等の権利が保護されるのを求める〉というもの、もうひとつは〈我が国のクリエイターの保護・創作促進のため、権利はより大きくあった方がいい〉というもの。

文化庁の文化審議会著作権分科会法制問題小委員会は、この意見募集をふまえた上で、一般の意見も取り入れたいとして、同年10月6日、国民に対してパブリックコメントの募集をかけた。その告知に対して、いち早く動いたのが当文庫の呼びかけ人である富田倫生氏であった。

著作権法は、第一条にその目的とするところを掲げています。大きな目標は、「文化の発展に寄与すること」。それを実現する手段として、「著作者等の権利の保護を図」る。ただしその際、「文化的な所産の公正な利用に留意」するのだと、法の基本的な立脚点が説明されています。「権利の保護」と「公正な利用の促進」は、共に欠かすことのできない、社会を育てる二本柱だろうと、私も思います。

ただし、関連団体から大波のように寄せられている期間延長の求めがそのまま受け入れられてしまえば、天秤は大きく「権利の保護」の側に傾き、インターネットという環境を得てはじめて実のあるものとなった「公正な利用の促進」は、大きく後退してしまうでしょう。青空文庫が仰ぐ

「空」は、著しく小さなものとなってしまいます。

過去から連綿と続く文化の大河の中で、積み重ねられたものに生まれ、先人に繰り返しに学んではじめて、人は「創造」に至るのではないのでしょうか。その成果物を、死後、一定期間を過ぎたところでもう一度文化の大河に戻し、次の世代がよりたやすく実りを享受できるようにする。そうすることで、新たな創造の芽もまた、育んでいく。過去からの賜り物に、あらたな何かを付け加え、しっかりと未来へ受け渡していくためのこうした道筋を、保護期間の延長は狭めてしまうでしょう。

私はそう考えるので、保護期間の延長には反対する旨の意見を、提出しようと思います。私たちは今、社会の基本設計に関わる、重大な選択を迫られているようです。あなたは、著作権の保護期間の延長について、どうお考えでしょうか？<sup>(5)</sup>

青空文庫は、前節でも述べたように、著作権の失効した文学作品をボランティアによって電子的に入力・校正し、インターネットを通じて一般に公開して広く自由な利用に供する団体だ。それゆえ〈インターネット図書館〉とも呼ばれていたが、著作権の保護期間延長は、著作権の切れたものをアーカイヴしている青空文庫にとって、直接的な影響を持つものだった。

2005年の元旦、青空文庫は著作権保護期間の死後70年への延長に、団体として反対することを公式表明する<sup>(6)</sup>。そしてその反対活動の一環として、自分たちの活動を伝える書籍『インターネット図書館 青空文庫』（野口英司〔編著〕、はる書房）が出された。そして著作者当人や学者・弁護士等々、著作物に直接関わる人々が集まって、この著作権保護期間の延長問題について真剣にそして慎重に考え、議論しようという動きも現れた。それが「著作権保護期間の延長問題を考えるフォーラム」（通称〈thinkC〉、設立当時は「一々考える国民会議」<sup>(7)</sup>）である。フォーラムはそれから1年強にわたって、シンポジウムやトークイベントを繰り返し開催していった。

さらに2006年、著作権法改正への動きのなかで著作権保護期間の延長が懸案として上がったときにも、青空文庫はすぐさま反対の表明をした。保護期間が延長されるとは、これから共有になるはずだった文化財が向こう数十年間、社会に還元されなくなるという意味であり、また延長が過去の文化財にも遡及して適用

されれば、社会に共有されている文化財の総量を減ずるといふことにもなるからだ。すなわち、それはその10年で青空文庫が立ち会い、ひとと感じてきた社会の可能性そのものをも損ないかねない行為であった。

それから数年のあいだ、青空文庫は著作権保護期間の延長反対のため積極的な活動を行った。そのひとつが延長反対の署名活動である<sup>(8)</sup>。青空文庫が10周年を迎える2007年の1月から開始されたこの活動は、翌年2月まで2期に渡って続き、総数で4723人の署名を得、民主党(当時)の川内博史衆議院議員の紹介によって衆議院議長へ提出された。一方で、文化を共有することの大切さを訴えるため、そして青空文庫の活動そのものを知ってもらうという意味も込めながら、創設10周年を記念するイベント『青空文庫10歳』が2007年7月7日に水月ホテル鷗外荘で執り行われ、多様な活動を伝える展示ブースなどもボランティアや企業によって多数繰り広げられた。その際に配布されたDVD「蔵書6300」には、青空文庫を利用している個人の手による二次的創作物も収められていた。ブログやサイトなどで同じく自由に聴くことのできる朗読から、音や絵をつけて楽しめるようにしたノベルゲームに至るまで。

2007年10月には、全国の公共図書館・学校図書館に対し青空文庫に蓄積された文書データをすべて記録したDVD-ROM『青空文庫 全』を寄贈するに至った<sup>(9)</sup>。この寄贈は先述の『青空文庫10歳』で発表されたものだが、青空文庫の意義を広めるだけでなく、別の願いも込められていた——デジタルの世界は物とは違って、はかなくもろい。もし将来、青空文庫がなくなったとき、そこにあるデータは文庫の消滅と同時に消えてしまうだろう。しかしもしそのデータがどこかに残っていれば、積み上げた文化財が消えることはないし、そのアーカイヴを誰かが引き継いでくれるかもしれない。青空文庫だけが文化財をアーカイヴする必要はない。むしろDVDを配布することによって刺激され、様々なアーカイヴが立ち上がることを期待している。願うのは、公共のものとなった文化財を積極的に共有しようとする、ひとつの思想がこの国の文化に芽生えることである——と。

新しい文化は、常に過去の文化の集積のなかで生まれる。一定期間を経過した文化財を自由に利用できることは将来の文化にとってプラスになることはあれマイナスになることはない。多様な文化の源泉は必ずや

新しいものを生み出す。その新しい文化の担い手を将来の子どもたちと考えるなら、文化財を社会共有のものとして残すことは、将来の子どもたちに文化の素材を残すということにもなる。

文化財が共有財として自由になるとき、もっともその恩恵を受けるのは、財を得るための対価を持たない(持てない)人々であろう。単純に対価が下がって出費が下がるという意味もあるが、対価のための金銭を得るすべがない人々に貢献するという側面もある。ブルデュエ的思考においては、どれだけ文化財に触れられたかが子どもの成育を左右し、それゆえにあらかじめ家庭の有している(あるいは将来有することのできる)文化財の量が子どもの成長に大きく影響するという。もしその思想を肯定するなら、共有された文化財というのはその差を覆すためのもっとも重要な武器となるし、民主主義社会において絶対に必要なものであるはずだ。

そう考えたとき、著作権の保護期間を延長するかしないかの議論は〈誰の子どもにどんな財を残すのか〉の議論であるとも言える。保護期間の延長は、すなわち著作者本人の子どもに金銭としての財を残すということである。一方で、保護期間を据え置く、もしくは短縮することは、自分の子を含めた社会全体の子どもに対して、文化としての財を残すということだ。

青空文庫やThink Cなどの議論の甲斐もあって、本節冒頭でも述べたように2009年には、延長に関しては「意見集約には至っていない」として、保護期間延長の検討はいったん先送りとなった。だが数年が過ぎたあと、この問題がまた表舞台に現れてくる。それが2010年末頃から日本でも拡大交渉の参加が検討され、2013年に正式に交渉参加することとなったTPP(環太平洋経済連携協定)であった。通商交渉であるこのTPPでは、コンテンツ産業の利益の増大を狙うアメリカによって、同国のTPP関連知財要求項目に保護期間延長が盛り込まれていたため、日本がTPP交渉に参加するに至って、その保護期間延長の暗雲がまたもや広がり始めたのだ。

青空文庫も、呼びかけ人・富田倫生を中心にそうした動きへ警鐘を鳴らし続けた。2013年6月29日の「TPPの知的財産権と協議の透明化を考えるフォーラム」(ThinkTPPIP)のシンポジウムに登壇した富田氏は、芥川龍之介「後世」を引き合いに出しつつ<sup>(10)</sup>、文化にまつわることが経済的なものさしだけで測られ

てしまうことへの違和感を表明している。

今、TPPの枠内で扱われようとしている表現の自由、拡散、保存と参照の機会の確保の問題は、本来、経済の枠におさまらない。経済を越えた要素を含む問題を、経済の枠内で扱う羽目に陥っているのだと、交渉担当者には胸に刻んでほしい<sup>(11)</sup>。

ただ長年闘病しながらも積極的に活動を続けていた富田氏は、同年8月16日に急逝してしまう。それでもなお青空文庫はその意思を引き継ぐため、9月25日には「青空文庫の夢：著作権と文化の未来」<sup>(12)</sup>と題して、東京會館ローズルームにて開催された追悼イベントであらためて文化共有の価値を確認し合い、2015年3月8日には、ThinkTPPIPによる「TPP著作権条項に関する緊急声明」<sup>(13)</sup>に「賛同」<sup>(14)</sup>し、そして同年10月7日には、TPP大筋合意との報に際して「声明」<sup>(15)</sup>を出すに至った。

さらに10月末、文化庁著作権課から寄せられた意見提出の求めに応じて、青空文庫もこれまでの考え方をまとめて報告している。そして11月4日の「文化審議会著作権分科会：法制・基本問題小委員会」（第6回）で配布されたが、残念ながら詳細に審議された形跡はない。

青空文庫に関わるボランティアは、その多くが作家や作品のファンであり、また少なからぬメンバーが、自分たちの好きな本がいつまでも読み継がれ、世界じゅうで自由に分かち合われ、これから先も公有財産として大切にされてゆくことを強く願うだけでなく、共有された知や文化が社会に循環され、次の新しい創作物が生まれて未来の文化が育まれてゆくことを心から祈って、日々の作業に取り組んでおります。

(中略)

[著作権法]の文化の共有を公的に保証するあり方は、インターネットを得てはじめて、実効性のある仕組みとして機能しはじめ、そして簡便な電子端末を得てようやく、その益を広く享受できはじめています。延長が現実のものとなれば、青空文庫含め、自分たちの文化を社会で共有していく試みが制約され、自由な文化は確実に狭くなっていくでしょう。

(中略)

今ようやく芽生えてきたパブリック・ドメインによる豊かで多様な共有文化が損なわれないような、柔軟な著作権のあり方を切に望みます<sup>(16)</sup>。

そして翌2016年11月10日、国会の衆議院本会議にてTPPの承認議案と関連法案が可決される。そのうち2017年1月にアメリカがTPPから離脱したことで一部項目の凍結が各国間で議論される一方で、凍結如何に関わらず知財に関しては保護期間の延長を押し切られる動きがあり、その裏ではひそかに同年7月、日本とEU間の経済連携協定(EPA)が大筋合意され、4ヵ月後公開されたその内容には、なんと著作権保護期間を現行の死後50年から70年へと延長するという項目も含まれていたのだ。

さらにアメリカ抜きにしたTPP11についても、2018年には衆参両院で関連法が成立し、そして11月末までに環太平洋経済連携協定(CPTPP/TPP11)は参加11ヶ国中6ヶ国の国内手続きが終わったため、年内ぎりぎりの12月30日に発効されることとなった。あわせて著作権保護期間の20年延長が現実のものとなり、翌年始のパブリックドメイン・デイに向けて準備していた13作家の作品も20年のあいだ青空文庫では公開できなくなった。

もちろんこのためにすぐ青空文庫が閉鎖されるわけではないし、保護期間延長によって青空文庫の活動そのものがなくなるのでもない。今後も人の輪が続く限り青空文庫としての活動は続くだろうし、私たちもいまだ手がけられていないパブリックドメイン作品の電子化に取り組んでいくつもりだ。そして保護期間内にある作品も、作者ないし著作権継承者の申し入れがあれば、それに応じて公開を進めてゆく考えである。

だがそれでも、豊かな文化を生むはずの柔軟な社会のあり方が遠くなったことは紛れもない現実だ。この一件は、単に〈モノが無料で手に入るかどうか〉ではなく、〈文化が自由であるかどうか〉の問題でもある。

青空文庫は2017年7月7日に20周年を迎えた。これを記念して2017年10月14日、青空文庫20周年記念シンポジウム「青空文庫の今とこれから」を有志で開催した。この記念シンポジウムでは、青空文庫の20年を振り返るとともに、青空文庫の入力・校正などの実際を見せるデモや、これまでに青空文庫を活用くれた当事者(文庫ボランティアも企業も個人もみな

含めて) からその例を連続セッションとして発表する機会を設けた。その多様な事例を前に、青空文庫は20年を経て、社会における利活用や世界じゅうでの読書生活も含め、単なるボランティア活動や電子アーカイブを越えたひとつのコミュニティにもなっているという強い実感さえ抱かれた。

そして20周年記念シンポジウムの最後に読み上げられた声明文には、次の文言が入っていた。

昨今、日本の文化をめぐる情勢はますます息苦しく、そして抗う暇さえなく現実さえも不穏になりつつあります。自由な文化がそこに存在し、過去・現在・未来の人々が、お互いに創ったものと付随する想いを受け止め、育み、交わすことは、人間生活においてかけがえのない大切なものです。そして広く自由な青空のもとでこそ、作品は幾度となく再発見され、社会で共有されることでさらなる活用や創作へも結びついていきます。

今このときに脅かされているのは、単なる政治・経済の問題だけではありません。私たちの、命ある心の拠り所そのものである、文化のあり方が揺るごうとしているのです。未来の文化と、それを支える仕組みを、あらためて考えるべき時が来ているのだと、そう思います<sup>(17)</sup>。

ではその現場で目の当たりにした〈文化〉とはどんなものであったのか。ここからはその点を語る時間である。

### 3. 青空文庫の見た文化の姿

#### (1) ユニヴァーサル・テキストと市民運動としてのライブラリー

インターネット上でパブリックドメインを共有することで、いったい何が変わったのか。電子書籍の利点として様々語られているが、青空文庫の経験に引き寄せて述べるならば、〈読める〉という言葉の幅が広がったということがひとつあるだろう。

従来〈読める〉というのは、所有しているから読める、活字になっているから読める、図書館に足を運べるから読める、といったニュアンスだった。ところがそれが、自動生成音声にできるから目が見えなくても読める、海を飛び越えられるから国外にいても読める、テキストファイルで自由に公開されているからどんな携帯端末でも読める、というような意味に変わっ

てきたのだ。

つまりはそこで、テキストに〈ユニヴァーサル・デザインと同等の意味での〉〈ユニヴァーサル〉性が付与されたということでもある。本当に〈誰でも・どこでも・すぐに〉読めることの効用は、青空文庫を始めた人々からしても想定以上のことで、電子化とインターネットによって、本が元々持っていたその可能性に気づかされたのだ。そして〈読みたい〉という気持ちから〈読める〉までのスピードが飛躍的に上がったことは、図書館で言えばすべての書物が開架にある、書庫や開架ではなく全蔵書がオープンであるという比喩にも言い換えられよう。

雑誌『Mac World』1998年1月号に掲載された富田氏のコラム「インターネット公共図書館の試み」は、次のように始まっている。

青空文庫と名付けた私設電子図書館を作ろうと考えたとき、目標としたのは「インターネットを介して本が読めるようにしたい」という一点だった。難しいことは、頭にはなかった。ただ「読みたいときにすぐ開けるように」と、それだけを考えて。

あらためてなぜわざわざこんなことを書くかと言えば、いわゆる電子図書館の多くで、本が読めそうもないからだ。それも、大規模な国家予算を投入しているところほど、本の姿が見えてこない。いったいなぜ、こんなことになったのか<sup>(18)</sup>。

これは当時の〈電子図書館〉と呼ばれるものが、ありがちだがまず〈箱〉を作ろうとして、中身をないがしろにしたことを批判した記述だ。前節で触れたように青空文庫はインターネット図書館とも言われるが、最初から自称していたわけではない。開設後の各種報道で、ネット上の公共図書館あるいは電子図書館と言われて、それにのっかったわけだ。初期の内部資料には図書館の言葉はないし、英語の名称も〈Blue Sky Collection〉やはり〈文庫〉だった。

1999年に原田勝氏が示した電子図書館の定義を見ても、初期の青空文庫はほとんどその要件を満たしていない。

- 1) 電子図書館は、明確な目標・目的を持っていないなければならない。

- 2) 電子図書館のコレクションは、一貫した方針のもとに構築されていなければならない。
- 3) 個々のドキュメントは、その電子図書館の目的に合致するように評価の加えられたものでなければならない。
- 4) 利用者が、自分の情報要求にあったドキュメントを簡単に見つけられるように、コレクションが組織化され、検索システムが整備されていなければいけない。
- 5) 電子図書館は、すべての利用者に対して、公正な利用を保証するものでなければならない。
- 6) 電子図書館では、新旧の資料および情報流通の仕組みを知悉した図書館員（または、それに代わりうるもの）による支援がなくてはならない。
- 7) 印刷資料を有する図書館では、印刷資料とのシームレスな統合がなされていなければならない<sup>(19)</sup>。

かろうじて当てはまる場所があるとすれば1と5だけで、青空文庫はまず自発的なボランティアによる活動だから、自分の趣味と選択でそれぞれ収録作品を決めているだけで、集める資料は網羅的でもなく、言ってしまうと実に気まぐれだ。

しかし電子図書館については、別の考え方を持つ人もいた。編集者・評論家の津野海太郎氏は、「この門に入るものは一切の商品性を捨てよ」とダンテ『神曲』をもじりながら同書で次のことを述べている。

すくなくとも、まず容器をつくり、それができあがったら、つぎにその中身を考えるというような屈辱な段どりをくずすこと。すなわち、できあがった電子図書館になにを入れるのか、ではなく、図書館はその電子化によってなにをどう変えることができるのかを、まっさきに考えること<sup>(20)</sup>。

もちろん青空文庫は（「日本十進分類法」の利用を申請して了承を得ているとはいえ<sup>(21)</sup>）図書館法上の〈図書館〉ではない。だが何よりもまず電子化を推し進めて、そのことによって何がどう変わるのかを、その利用者とともに最前線で目の当たりにしてきた。

青空文庫はいわば、市民による勝手な電子図書館である。公開する電子テキストの元になる本は、底本

（ていほん・そこほん）とも言うが、これは個人の蔵書も少なくない。ただその一方で、協力者であるボランティアはみな、その多くが図書館のヘビーユーザーで、青空文庫の活動のなかで何度も図書館に通って、これを入力しよう、あれを校正しようと考え、作業用に借りもする。つまり、全国各地の図書館の蔵書を自主的に電子化しているということでもあるのだ。

こうした市民運動としての図書館（ないし文庫活動）は、これまで個人の蔵書を開く形でも存在していたし、もっと別のもの、たとえば病院や駅の待合室にあるような、通院や通勤・通学途中に読んだ本を誰でも置いて誰でも持っていける、そういう本棚のようなものとしても存在していた。

しかしインターネットという空間を得て、本を誰にも開かれた青空においてみんなで共有する、そのことの本当の意味をようやく感じつつあった。青空文庫の強みは、ひとつテキストを電子化することでそれを確実に、インターネットにつながった全世界の人々にとっての開架図書にできることにある。そして自由なぶん読みやすくするビューワも検索ツールも複数の有志によって各種さまざま開発された。手を伸ばせばすぐにつかめる、〈読みたい〉から〈読める〉までの距離が限りなく近い、いかようにも扱える、そういう自由な青空の本にできるというわけだ。

## （2）ホモ・コムニカンス、「後世」、『詩論』

人間というものは、おそらく本能的に何かを共有したがる生き物なのだと考えられる。たとえば人間の〈知る人〉という性質をホモ・サピエンス、〈遊ぶ人〉をホモ・ルーデンス、〈作る人〉をホモ・ファーベルというように、この人間の共有するという側面をラテン語で表すなら、〈ホモ・コムニカンス〉とでも言おうか。

何を共有するのか、善し悪しはあるが、わかりやすいものは喜怒哀楽だ。嬉しいこと楽しいことを分かち合いたい、憤懣に同意を得たい、あるいはみなで悲しみを共有したい、というように。本を読んで、この楽しみを分かちあいたいから感想を語り合う、というのもひとつのあり方なら、本を貸して、この楽しみ悲しみ怒りこの気持ちを共有したい、と思う者もある。誰かにこの本を読んでほしい、だから共有したい。ある意味で青空文庫は、こうした内心が拡張された形なのだと思う。

こうした考え方は読み手だけではなくて、作り手もまた同じだ。日本の近代文学における代表的文人の芥川龍之介も、「後世」<sup>(22)</sup>という随筆のなかで、時代を経て自分が評価されるとは思わないと述べてから、このように綴っている。

時々私は廿年の後、或は五十年の後、或は更に百年の後、私の存在さへ知らない時代が来ると云ふ事を想像する。その時私の作品集は、堆だかい埃に埋もれて、神田あたりの古本屋の棚の隅に、空しく読者を待つてゐる事であらう。いや、事によつたらどこかの図書館に、たつた一冊残つた儘、無残な紙魚の餌となつて、文字さへ読めないやうに破れ果てゝあるかも知れない。しかし――

私はしかしと思ふ。

しかし誰かゝ偶然私の作品集を見つけ出して、その中の短い一篇を、或は其一篇の中の何行かを読むと云ふ事がないであらうか。更に虫の好い望みを云へば、その一篇なり何行かなりが、私の知らない未来の読者に、多少にもせよ美しい夢を見せるといふ事がないであらうか。

そして芥川はなおも想像する、「落莫たる百代の後に当つて、私の作品集を手にするべき一人の読者のある事を。さうしてその読者の心の前へ、靡げなりとも浮び上る私の蜃気楼のある事を」。

パブリックドメインのアーカイヴに意義があるとなれば、やはり芥川のいう〈どこかの図書館〉となつて、誰かに〈蜃気楼〉を見せるということにあろう。しかし「作品が長い年月を経てなお人々に読みつがれるためには」、「できるだけ広い人に作品の存在を知ってもらい、そうした人たちに読みやすい状態に作品を置かねばなりません」。かつて青空文庫の掲示板にそう記したのは、法学者の白田秀彰氏だった。

氏は「天に積む宝」<sup>(23)</sup>と題したその文章で、そのためのパブリックドメインの電子化（および自由化）作業に励む人々を、「永遠の命を与えようとするほど作品を愛している」とし、その行為を「どんなに巨大な墓や石碑よりも永く残る、その作品の作者に対する愛の表現」だと言った。そしてまた、「単に青空文庫からファイルをダウンロードして自分のディスクに収め読む利用者の方たちも、作者を賛える記念碑に石を積む人」として称えられる。

こうして自由なパブリックドメインを通じて初めて、ある意味で作者と読者はじかにつながり、芥川の言う〈夢〉や〈蜃気楼〉が生まれるというわけだ。さらにその蜃気楼はただ読者が心に浮かべる夢というだけでなく、次の創作の糧になるものなのかもしれない。著作物は確かにひとりの人物が創造するものではあるが、そこに至るまでには、それまでに作られた文化や創造に触れ、そこから学び、その芸を模倣する必要がある。「歴史を貫いて流れる文化の大河は、著作者を育てる揺りかごであり、過去の文化遺産に育まれてこそ、人は魅力ある創造に到達できる」のだ。

その創作の糸口として、〈翻案〉というあり方は古くからもごく一般的だった。さきほど引き合いに出した芥川龍之介も、宇治拾遺物語や今昔物語など古典に取材した作品をいくつも書いているし、そのひとつである「羅生門」と「藪の中」を下敷きにしてまた、黒澤明の映画『羅生門』が生まれ、さらにその映画に触発される形でアラン・レネ監督の『去年マリエンバートで』が作られている。

パブリックドメインを元にした翻案の重要性は、2000年前の昔から語られていた。古代ローマにホラティウスという詩人がいたのだが、彼の『詩論』（アルス・ポエティカ）には、次のように記されていた。

共有されているもの（コンムニア）を、自分なりに詠じるとなると難儀する。とはいえ、トロイアの歌を小分けして紡ぎ出した方がうまくいく、

まだ知られずまだ語られていないものを初めて世に出すよりは。

公有財（プブリカ・マテリア）も自分の手中のものとなるだろう、もし

大した値打ちもない開けっぴろげの環のなかにとどまらず、

忠実な仲介役気取りで一語を一語で再現することに

つとめたりせず、真似をしようと狭いところに飛び込んだばかりに

ひるむなりジャンルのしほりを気にするなりしてそこから踏み出せなくならなければ<sup>(24)</sup>。

作品を作るには、まっさらなところからオリジナルを作るよりも〈コンムニア〉を自分のものにして、

〈プブリカ・マテリア〉から作品へとうまく翻案して作り替える、そのほうがいい、と。ここでいう〈コンムニア〉、〈プブリカ・マテリア〉とは当時の法律用語である〈共有地〉〈公有財〉を比喩的に用いたもので、私たちがよく知る〈コモンズ〉そして〈パブリックドメイン〉という言葉と同様の転用が、すでになされていたのだ。

もちろん作り手と受け手がきれいに2つに分けられるわけではない。受け手が作り手になる、あるいは受け手こそ作り手である、あるいは共有から新しい創作が生まれる、そういう話は昔からあったというわけだ。

何か作品を作るときには、必ずそれまで読んできた心ゆさぶられてきた作品がその背景にある。もちろん直接・間接、関係性はいろいろあるだろうが、何かを下敷きにしないで、わたしたちは何も学べないし、何かを作り出すことはできない。青空文庫のその先を見れば、多様なパブリックドメインのアーカイヴから新しいものが生まれてくるとも考えられる。その素地になるものとしてのアーカイヴは、あってしかるべきだろう。

しかしこうした〈共有〉という理念を感じれば感じるほど、現在の著作権法にある保護と利用の枠組みというものが妙に思えてくる。あくまで言葉の上の話ではあるが、そこに〈共有〉という思想の居場所は初めから考えられていないかのようだ。

おそらく文化の自然状態のようなものを考えれば、初めに〈共有〉ありき、原始においては言葉の通り文化は広い青空のもとで共有するものであったに違いない。人々はともに歌い、ともに踊り、ともに語らったわけだ。もちろん筆者はここで文化共産主義を提唱しようというのではない。また私有財産の保障を否定するのでもない。作品を生み出した当事者は、気持ちの面でも金銭の面でも、報われてしかるべきだ。

ただ、人間が自然状態でどうしようもないくらいに文化を共有したがる、所有欲ならぬ〈共有欲〉を持つ生き物なのだとしたら、それはそれで認めつつも、そのなかでどうやって作品を生み出す人に報いていくか、保障していくかが大事になってくるのだと思われる。それは作者が生きているこの世でも、死んだ後の世でも。ならば〈保護と利用〉の対立ではなく、むしろ公共の文化においては〈共有と保障〉の枠組みこそ必要なのではないだろうか。

もしそこに自然と文明の融和地点があるのなら、青

空に集う作り手と受け手と伝え手、この3者にとってもっとも幸せな空とはどんなものになるのだろうか。

この〈共有〉という概念は、青空文庫が成立する上での要点でもある。既存の著作物の枠組みでは、盛んに〈保護と利用〉という対立が持ち出され、そして（私たちが含めた）各種デジタルアーカイヴでも〈著作物の公開〉という言い方がよく用いられている。

しかし得てしてその〈公開〉という言葉には、〈保護と利用〉の枠組みに影響されてか、自分たちの持っているものを世間一般に対して〈この場限り〉で〈見せてやる〉〈読ませてやる〉といった意味合いが積みまってくる。（昨今、文化財の利用促進を目論んでなされるアーカイヴ論でも、この種の他人事めいた考え方の範疇を出ていないものがしばしば見受けられる）

だが青空文庫での〈公開〉には、けして権威的な意味はない。

むしろ〈自由〉に〈見てほしい〉〈読んでほしい〉〈残ってほしい〉、そして〈活用してほしい〉と、ボランティアひとりひとりが思った作品を自ら電子化し、青空という共有の棚へ並べている。同じ〈公開〉という用語でも、この場合の行為は〈公の場に開放している〉、と言い換えてもいい。

そして活用する側もまた、これに応じるように、自分から〈こう読んでみたい〉〈こう届けてみたい〉と考えて、自由なやり方でパブリックドメインと触れあっていく。朗読配信、視障者向けの読書支援、教育現場での利用、研究利用、携帯アプリ、用例検索、コンテストの題材、オンデマンド本、耐水本、オーディオブック、マンガ化など、こうして多年のあいだに様々な活用事例が生まれてきた。

今も青空文庫が続いているのは、早くにこうした〈共有のルール〉を定め、電子化する人や活用する人が当事者として自発的に共有できるよう、場所を提供してきたからだろう。公に広く開放された青空があって、そこにボランティアがそれぞれの考えから有名無名問わず〈共有したい〉と思った作品を集める——そしてそれを扱いやすいような形で、誰しものが楽しめるようにしておく——「青空文庫の提案」が示したその点にこそ当文庫の存在意義がある。

もちろんここにあるのは、おそらく各人が愛しているはずの〈紙の本〉ではない。肌触りもなければ匂いもない、ただデータとして自由になった〈電子の本〉だ。しかしそれはひとたび共有されれば、様々な場所

で、いろいろな形で、読むことのできるものでもある。

そうした自由なパブリックドメインの電子本とは、〈本〉という言葉が〈根本・本質〉を表すように、そもそも〈エッセンス〉だけになった〈本〉とも考えられよう。〈エッセンス〉だけだからこそ〈自由〉である、とも言える。

### (3) パブリックドメイン・レジスタンス

青空文庫は、自由な作品を集めた公開書架（青空の本棚／Open Air Shelf）を持っている。マーシャル・マクルーハンが言うように、メディアそのものがメッセージを持つものだとするなら、その青空文庫というメディアは、次のようなメッセージを持つに至った。

- ・ここにある自由な電子テキストは、どうか自由にご活用下さい。
- ・そして青空文庫は、なかなか届きづらい場所・世界の窓口でもあります。もしそういう意味での青空文庫を利用したい場合は、自由な電子テキストの置き場所としてどうぞご遠慮なくご活用下さい。

しかしこうした活動ができるのも、法で認められているからこそだ。とはいえ青空文庫がこれまで著作権法違反で訴えられていないのは、ほとんど運に近いつころがある。開設以来、これまで法的な間違いを意図せず犯しそうになったことは幾度もあった。気づいていないだけで、実際にそうした間違いがあったかもしれない。こうして振り返るたび、同じくネット上で共有の思想を担う人物であったウィニー開発者の金子勇氏のことを思い出す。青空文庫と彼の本質的な違いはどれくらいあっただろうか。

共有と私有のバランスは、どちらかが強くなりすぎてもいけないのだろう。行き過ぎた拡張があれば、押された方は抵抗するのが道理だ。ただしここ十数年のあいだ、あまりに変わってしまった環境のために、そのバランスのあるべき所をあちこちで見失い、軋轢と闘争を生んでいる。著作権保護期間延長の問題は、その一例と言えよう。

先年とうとう TPP（環太平洋経済連携協定）が発行されたが、その取り組みが経済・外交問題主導で進められるなか、この著作権保護期間延長の問題は幾度となく取りざたされてきた。その際、アメリカで活動

する日本研究者のための団体である北米日本研究資料調整協議会が、日本のパブリックコメントに対して、電子化された共有テキストについて次のようなコメントを寄せたことがあった。

こうしたコンテンツの公開・提供によって、日本のみならず世界の人々がいつでも、どこからでも著作権が失効した日本の知的遺産に自由にアクセスできるようになりました。物理的に日本語文献の収集管理が困難な場所で日本研究を志す学生、研究者、一般読者にとって、これはかけがえの無い励ましであり、無くてはならない研究資料です。ちなみに 2012 年の国際交流基金の調査では北米に 1693 名の日本研究者が存在し、287 の日本研究プログラムがありますが、1 万冊以上の日本語蔵書がある図書館は 45 館に過ぎません。また日本語教育や、日本文学を教える場で「青空文庫」は広く活用されています。特に 100 年以前に活躍した作家の本は、絶版がほとんどで電子版が無ければ、読めない場合も多くあります<sup>(25)</sup>。

TPP において著作権はあくまで経済の問題として語られているが、その実、影響を及ぼす範囲は経済にとどまらず、また世界の知や文化のあり方までも一変させるものでもあった。

著作権の国際的取り決めであるベルヌ条約では、その保護期間を著作権の死後 50 年までと定めてられているが、あくまで最低限度であるため、前世紀末から各国でそれ以上の期間へと延長されてきた。その動きに対して、世界各地のパブリックドメイン・アーカイヴはそのたび反対の声を上げるだけでなく、積極的にその抵抗を行ってきた。

具体的に言えば、著作権保護期間が延長されてしまった国の作品を、まだ保護期間が短い国のアーカイヴがパブリックドメインとしてインターネット上で解放するという行為を行ったのだ。当事者の国では無理でも他国で可能ならば、と。むしろそうした電子テキストには、「各国で著作権法が異なるためご利用には自分の国の法にご留意下さい」との注意書きはあれ、インターネット上では事実上アクセス可能であり、閲覧・活用できてしまう。

保護期間の相互主義を抜け穴的に用いたこのパブリックドメイン・レジスタンスとも言うべき運動にま

ず乗り出したのが、2001年に設立されたプロジェクト・グーテンベルク・オーストラリア (PGA)<sup>(26)</sup> だった。保護期間が延長されたアメリカや欧州では、まだパブリックドメインになっていない作品も、自国の保護期間の短さを利用して次々とアーカイヴしていったのだ。

「文芸の隠し財宝」を自認するPGAの蔵書には、F・S・フィッツジェラルド『グレート・ギャツビー』、マーガレット・ミッチェル『風と共に去りぬ』、アントワヌ・サン＝テグジュペリ『星の王子さま』のほか、ヴァージニア・ウルフやジョージ・オーウェル、ビアトリクス・ポター、H・P・ラヴクラフトなどの作品もあった。

しかし2004年、オーストラリア国内の著作権法が改正され、従来の50年から70年へと延長されてしまう。そのため扱えるパブリックドメインの幅が狭まり、一時はPGAも勢いを削がれてしまうことになった（しかし現在では再びその枠内での活動を無名作家の掘り起こしというかたちで精力的に続けている）。

青空文庫の一部フリー新訳は、〈公有のバトンをつなぐ〉としてこうしたテキストを底本に用い、パブリックドメイン・レジスタンスの動きに呼応するものだが、扱う言語が異なっているためにいまだ本格化はしていない。一方で著作権保護期間延長の趨勢が世界に広がるなか、かつてのPGAと同じ役割を担おうと活動を始めたのが、依然保護期間50年を維持するカナダのアーカイヴだった。

2007年、プロジェクト・グーテンベルク・カナダ (PGC)<sup>(27)</sup> が活動を開始する。PGCはPGAが扱えなくなった範囲のパブリックドメインを強く意識するように電子化活動を続け、これまでにイアン・フレミングの007シリーズをはじめ、A・A・ミルン『くまのプーさん』、ローラ・インガルス・ワイルダー『大草原の小さな家』といった名作を含め、続々とアーカイヴを続けている。

TPP問題が顕在化してからは、その影響を受けるカナダを本拠とするPGCも、「パブリックドメインに干渉するな!」という言葉掲げて反対運動を行うとともに、さらに積極的な電子化活動を行い、「今日TPPで保護期間延長されていれば、この著者の作品は20xx年まで送り出せなかった!」という言葉添えながら、TPPと戦うことを呼びかけている。

一方アメリカでも、世界最大級の電子アーカイヴで

あるインターネットアーカイヴ (IA) が、米国著作権法のフェアユース規定を活用してすでに実物の筐体がほとんど商用稼動していない1970~90年のアーケードゲームを「インターネットアーケード」として2014年から提供している<sup>(28)</sup>、またその翌2015年には「ソフトウェアライブラリ」として往年のMS-DOSのゲームも配信し、ブラウザ上のエミュレータでプレイ可能にしている<sup>(29)</sup>。

こうしたレジスタンスは、パブリックドメイン・アーカイヴがそもそも持っていた市民運動の性格を反映したものであるとも言えよう。ただTPPによって著作権保護期間が延長された場合、50年ルールで活動してきた日本とカナダのアーカイヴも多大な影響を受けてしまうことは間違いない。また単なる延長を越えて、すでにパブリックドメインになったものにまで保護が遡及適用されてしまうのなら、現在パブリックドメインによって生まれている豊かな文化社会そのものが崩れてしまうことにもなりかねない。青空の棚からパブリックドメインの本がなくなる、これから入るはずの本が現れなくなるかどうかは、今後の文化やアーカイヴ活動にとっても大きな分水嶺になるかもしれないのだ。

そのときこそ、ついに本格的なパブリックドメイン・レジスタンスが始まる契機になるかもしれない。公有財の可能性やその範囲を狭められてしまった各国のアーカイヴが、密かに結託して地下的なレジスタンスが始まってもおかしくないだろう。具体的には、TPP後まだ世界でごくわずかに残った50年ルールの国、ある意味で〈著作権ヘイヴン〉の国に、合法的にデジタルデータを集めた上で、世界中に解放することさえ企図されるかもしれない。

ただし、保護期間の差やフェアユースを活用した著作物の国際的な利用が、そのまま放置されているわけではない。前述のIAは、2017年に映画アーカイヴがあるためインドからアクセス遮断されているし、2018年には書籍アーカイヴの先駆けで最大手である本家プロジェクト・グーテンベルクが、アメリカでは著作権が切れているがドイツではまだ保護されている著作物について、ネット公開してドイツからアクセスできる状態にしていたことでドイツ国内の権利者から裁判を起こされて敗訴し、罰金とドイツからの閲覧禁止措置を求められている。たとえ自分たちの国でパブリックドメインになっていても、他国の事情で遡及保護が擬

制されてしまうことは、可能性としてはゼロではないわけだ。ひるがえせば、だからこそ TPP などの国際的枠組みで保護を強化しなければならない、という根拠にもされかねない。

#### 4. おわりに

著作権保護期間が 20 年延長されて初めての元旦である 2019 年 1 月 1 日の青空文庫では、凍結された 13 作家の作品の代わりに、富田倫生氏が前述『インターネット図書館 青空文庫』のために書き下ろした「天に積む宝」のふやし方、へらし方 著作権保護期間延長が青空文庫にもたらすもの」を新規作品として登録公開した。そこでは白田秀彰氏の「天に積む宝」という表現を引きながら、(その一部を本稿冒頭でも掲げたが) 以下のような言葉が綴られていた。

表現は本来、誰かが触れて、学んだり楽しんだりしても、へることも、損なわれることもない。広く受容されることだけに目標を絞って良いのなら、自由な利用にまかせておけばそれでよい。「ならば、作者が死んでもはや権利保護が創作の励ましとなくなってきた時点では、縛りを外して利用を促そう」死後五〇年で権利を切ることに、著作権制度は、こんな期待を込めてきた。その願いは、長く空念仏に終わってきたが、ファイルの複製と移動のコストを激減させるコンピュータ技術と結び付いて、手応えのある現実が変わった。保護期間を七〇年に延ばす選択は、インターネットが普及して、まさに今、花開きつつあるデジタル・アーカイブの可能性を制約してしまう。

(中略)

青空文庫の実践を通じて、私は思う。

著作権の保護期間満了を、単なる終わりにとどめてはつまらない。私有の終わりは、公有の始まり。この節目は、天に宝を積み上げる営みの、出発点となしうる。

ただし公有作品を、誰もがその恵みに浴せる「天に積む宝」とするには、活用の可能性を最大化するために、何の制限も求めないでおこうとする覚悟をはっきりと示す必要がある<sup>(4)</sup>。

たとえば青空文庫は、会員制の読み放題サイトではない。保護期間の延長された作品が特定のサイトだけで

定額や無料で読めるようになったとしても、そこにはパブリックドメインがもともと持っていた〈社会で自由に活用できる〉という性質はなくなってしまっている。また権利者不明のオーファンワークス(孤児作品)に関する法整備が進んだとしても、その作品が裁定許可されたサイトでのみ利用できるとするなら、やはりそこには〈自由から派生する様々な活用と発展〉は期待できないだろう。

ならば著作権保護期間が死後 70 年になった世界である種の申し訳のように、非営利アーカイブや社会的価値のあるアーカイブに特別な権利制限が施されるとしたらどうか。それでもし青空文庫にだけ特別なアーカイブが認められたり、青空文庫のサイトだけで読書が可能になっても、やはりパブリックドメインが生む豊かな活用とはほど遠い。青空文庫の上だけが広く晴れていても、パブリックドメインを共有するという果てしない青空がない限り、そこに自由な文化は育みえない。

青空文庫が「青空文庫収録ファイルの取り扱い規準」を定めて、パブリックドメインに新たな制限を付けずあくまで共有財産として届けるのは、その〈公有〉に可能性があると感じてのことだ。青空文庫の問題のみに矮小化しないためにも、パブリックドメインを社会の課題として考えることこそ大事であると、あらためて声に大にしたい。

#### (参考文献)

- (1) 青空文庫について、ボランティアの協同活動としては、大久保ゆう、クラウドソーシングを先取りした青空文庫の軌跡-ボランティアによる電子ライブラリ活動-、情報処理、55 巻 5 号、2014、pp.470-474。  
情報処理技術の発展の面からは、大久保ゆう、青空文庫から.txt ファイルの未来へ：パブリックドメインと電子テキストの 20 年、情報管理、59 巻 12 号、2017、pp.829-838。  
を参照のこと。
- (2) 青空文庫の提案：<https://www.aozora.gr.jp/cards/001790/card56572.html>
- (3) 富田倫生、本の未来：<https://www.aozora.gr.jp/cards/000055/card56499.html>
- (4) 富田倫生、「天に積む宝」のふやし方、へらし方 著作権保護期間延長が青空文庫にもたらすもの：<https://www.aozora.gr.jp/cards/000055/card59489.html>
- (5) aozora blog、2004 年 10 月 10 日：<http://web.archive.org/web/20071225073300/http://www.siesta.co.jp/aozora/archives/001580.html>

- (6) <https://www.aozora.gr.jp/soramoyou/soramoyou2005.html#000144>
- (7) <http://thinkcopyright.org/>  
個々のイベントの内容やその要点については『著作権保護期間——延長は文化を振興するか?』（田中辰雄・林紘一郎 [編著], 勁草書房, 2008) に記されてあるので参照してほしい。
- (8) <https://www.aozora.gr.jp/shomei/>
- (9) <https://www.aozora.gr.jp/kizokeikaku/>
- (10) 富田氏による「後世」の紹介: <https://www.youtube.com/watch?v=OsmeGmy0WuU&t=1h40m47s>
- (11) スライド資料: [http://www.thinktppip.jp/wp-content/themes/twentytwelve/archives/20130629\\_tomita.pdf](http://www.thinktppip.jp/wp-content/themes/twentytwelve/archives/20130629_tomita.pdf)
- (12) <https://honomirai.net/report.html>
- (13) [http://thinktppip.jp/?page\\_id=713](http://thinktppip.jp/?page_id=713)
- (14) <https://www.aozora.gr.jp/soramoyou/soramoyou2015.html#000466>
- (15) <https://www.aozora.gr.jp/soramoyou/soramoyou2015.html#000473>
- (16) [https://www.aozora.gr.jp/houkokusyo/shingikai\\_shiryo.html](https://www.aozora.gr.jp/houkokusyo/shingikai_shiryo.html)
- (17) <https://www.aozora.gr.jp/houkokusyo/aozora20anniv.html>
- (18) [https://www.aozora.gr.jp/soramoyou/soral\\_13.html](https://www.aozora.gr.jp/soramoyou/soral_13.html)
- (19) 原田勝・田屋裕之編, 電子図書館, 勁草書房, 1999, p.3.
- (20) 前掲書, p.76.
- (21) 「日本十進分類法」の利用の承認自体は, 1998年3月11日に日本図書館協会から頂いていたが, 実際の作成とリンク(「青空文庫 分野別リスト」: <http://yozora.main.jp/>) は2006年3月, データベースへのNDC番号の書込開始は2012年3月のことだった。
- (22) 芥川龍之介, 後世: <https://www.aozora.gr.jp/cards/000879/card33202.html>
- (23) 白田秀彰, 天に積む宝: <http://orion.mt.tama.hosei.ac.jp/hideaki/treasure.htm>
- (24) 大久保友博, 近代英国翻訳論——解題と訳文 ホラーティウス『詩論』(抄) とその受容: [http://honyakukenyu.sakura.ne.jp/shotai\\_voll1/No\\_11-004-Okubo.pdf](http://honyakukenyu.sakura.ne.jp/shotai_voll1/No_11-004-Okubo.pdf)
- (25) <https://www.facebook.com/NCCJapanInfo/posts/503810106365888>
- (26) <http://gutenberg.net.au/>
- (27) <http://gutenberg.ca/>
- (28) <https://archive.org/details/internetarcade>
- (29) <https://archive.org/details/softwarelibrary>

(原稿受領 2019.5.22)